

尾道市立栗原中学校 部活動方針

1. 目的

- ・スポーツや文化，科学等に親しませ，多様な学びや経験，興味や関心を深く追求する機会を与える。
- ・礼儀やマナー，責任感や連帯感等，社会性を身につけさせる。
- ・目標達成や課題解決に向けて，生徒が主体的に自立して取り組む姿勢や努力する態度を育成する。

2. 運営・指導について

○生徒の活動のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定，計画を作成すること

- ・好きなスポーツの技能を高めたい，記録を伸ばしたい，一定のペースでスポーツを楽しみたい，放課後を有意義に過ごしたい，信頼できる友達を見つけないなど，様々な目的・目標があることに配慮すること。また，それらを反映させた目標等の設定，計画を作成すること。
- ・様々な目的・目標を持った生徒がいるが，平等な活動の機会を与えること。
- ・顧問は運営者・指導者として一方的な方針により活動をしないこと。

○生徒への説明と理解に基づく指導を行うこと

- ・指導者は，活動目標，指導の方針，計画，指導内容や方法を生徒が理解できるように適切に伝えること。
- ・練習において，誰が・いつ・どこで・何を・なぜ（どのような目的で），どのように行えばよいか等を理解させること。

○生徒の心理面を考慮した肯定的な指導を行うこと

- ・生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるように，雰囲気づくりや心理面での指導の工夫，良いところ見つけて伸ばす等の肯定的な指導，場面に応じて叱る等の指導を行うこと。
- ・指導者の感情により，指導内容や方法が左右されないように注意すること。

○生徒の状況の細かい把握，適切なフォローを加えた指導を行うこと

- ・練習中に生徒に声をかけて，生徒の反応をみるなど，健康状態や精神状態を把握しながら指導すること。
- ・言葉の効果と影響を十分に理解し，適切な言葉を用いて指導すること。また，厳しい言葉や内容を発した後には生徒へのフォローアップを行うこと。

○指導者と生徒，生徒間の人間関係形成と集団づくりを意識した指導を行うこと

- ・指導者と生徒，生徒間の信頼関係が活動の前提となるため，コミュニケーションを充実させ，様々な事柄を理解させた上で活動させること。
- ・部活動は異年齢集団であり，目的・目標や発達段階も異なるため，リーダーの育成，望ましい人間関係や人権感覚の育成等の適切な集団づくりを行うこと。

○事故防止・安全確保に注意した指導を行うこと

- ・原則，顧問は生徒の活動に立ち会い，直接指導すること。
- ・やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は，他の顧問と連携・協力したり，あらかじめ生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容・方法で活動させること。

○体罰等の許されない指導をしないこと

- ・生徒の年齢，健康状態，心身の発達状況，技能の習熟度，活動を行う場所，時間的環境，安全確保，気象状況等を見逃した肉体的・精神的な負荷や厳しい指導はしないこと。

3. 部活動休養日について

学習とのバランスや成長期にある生徒が運動・食事・休養・睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう，次のことを定める。

- ・学期中は毎週水曜日の午後，土曜日または日曜日のどちらかを休養日とすること。
- ・大会等で部活動休養日が確保できなかった場合は，翌週に確保すること。
- ・大会等の前や長期休業中は部活動休養日を振り替えることができる。
- ・長期休業中は部活動以外にも多様な活動を行うことができるように，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- ・1日の活動時間は，平日は2～3時間程度，学校の休業日は3～4時間程度とし，できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

4. クラブチーム等について

- ・部活動とクラブチーム等の活動は一切混同させないこと。
- ・部活動とクラブチーム等の活動の両方に参加する生徒がいる場合は，顧問が部活動に参加可能な日を把握し，学校や部活動の活動の目標や方針等のもと活動させること。

5. 外部指導者について

- ・外部指導者は校長が認めた者に限る。任期を1年間とし，年度初めに面談等の手続きをして認めることとする。
- ・部活動は学校教育の一環として，学校や顧問により進められる教育活動であることから，学校全体の目標や方針，各部の活動の目標や方針，計画，具体的な指導内容や方法，生徒の状況などを連絡調整し，理解してもらうこと。
- ・顧問は指導等を外部指導者に任せきりとならないようにすること。

参考資料

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 平成30年3月 スポーツ庁